

秋田市告示第263号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年8月20日

秋田市長 沼 谷 純

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画市街地再開発事業 秋田駅前地区第一種市街地再開発事業

2 都市計画を変更した区域

秋田市中通二丁目地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課